

売りたい貸したい空き家の所有者の方へ 西会津町は空き家整備を支援します

募集期間: **4月1日(月)~12月27日(金)**

空き家の改修

【対象事業費】
40万円以上
【補助率上限】
50%



最大 100万円

登記・相続

【対象事業費】
設定なし
【補助率上限】
50%



最大 40万円

申請は工事や手続等始める前に！

空き家の清掃



【対象事業費】
設定なし
【補助率上限】
50%

最大 20万円

補助金交付まで流れ

- ①申請書の提出
- ②交付決定
- ③工事や手続等を実施
- ④実績報告書の提出
- ⑤請求書の提出
- ⑥補助金の交付

※各補助金は令和6年度内の
事業完了が条件です。

申請やお問い合わせは、お気軽にご連絡ください

西会津のある暮らし相談室
(西会津町役場商工観光課内)

☎0241-45-2213

(メール) iju@town.nishiaizu.fukushima.jp



空き家整備費補助事業

◆対象者（次の①②いずれかに該当し、かつア～ウの要件を全て満たす方）

①空き家の管理者（未登記の場合は固定資産税家屋台帳または固定資産税納税通知書に記載されている方）

②空き家の名義人（所有者）

《要件》

ア 空き家の売買契約もしくは賃貸借契約の見込みのある方

イ 申請時に町税等の滞納がない方

ウ 以前に当該補助事業による補助を受けていない方

◆対象物件

空き家利活用台帳に登録し、2年以上利活用できる物件として提供する空き家

◆補助内容

補助事業の種類	空き家改修事業	空き家登記・相続等事業	空き家清掃事業
対象事業費	40万円以上	X	X
補助率	50%	50%	50%
補助金上限額	<u>100万円</u>	<u>40万円</u>	<u>20万円</u>

◆申請に必要な書類

改修	登記・相続	清掃	必要書類
○	○	○	西会津町定住促進助成事業補助金交付申請書【様式第1号】
○	○	○	世帯全員の住民票謄本の写し
○	○	○	事業箇所位置図
○			工事請負契約書及び工事費の積算内訳が分かる書類の写し
	○	○	作業見積書の写し
(○)			建築基準法に基づく確認済証の写し（確認申請が必要な場合のみ）
○			工事平面図・立面図
○		○	事業実施前の写真
○	○	○	町税等納税状況確認同意書【様式第5号】

◆注意事項

- ・ 申請は工事の着工前、または登記手続き等を実施する前にお願いします。
- ・ 各事業は年度内の事業完了が条件となります。
- ・ 交付決定後に事業実施（工事等）し、事業完了後に速やかに実績報告を提出していただきます。
- ・ 実績報告に必要な書類等は交付決定時にご案内します。